

# 認定会員規程

## 1. 目 的

この規程は、公益社団法人日本プロスキー教師協会（以下「協会」という）定款第2章第6条に基づき認定会員について定める。

## 2. 入 会

認定会員になろうとする者は、この法人が別に定める検定規定により実施する検定に合格のうえ、入会申込書を協会に提出し、ステージ I（アルペンスキー・スノーボード・テレマークスキー）として入会できる。

## 3. 入会資格

- (1) 公認スキー学校または協会で実施する技術検定（国際スキー技術検定、スノーボード技術検定、各セミシルバー以上、テレマークスキー技術検定ブロンズ以上）、または他団体で実施した同等の技術検定（公益財団法人全日本スキー連盟公認スキーバッジテスト3級以上、日本スノーボード協会バッジテスト3級以上、日本テレマーク協会技術検定レベル1以上）に合格した 18歳以上（高校在籍者は除く）の者で入会を希望する者。
- (2) 公認スキー学校で行った実技実習（4時間）、指導実習（4時間）、基礎理論（2時間）の修了証明書を提出できる者。
- (3) 所定の実技検定に合格した者。
- (4) 入会申込書に入会日の属する年度の会費を添え、公認スキー学校より協会に提出する。

## 4. 会 費

- (1) 年会費 年額 6,000 円
- (2) 会費納入は年 1 回とし、毎年 9 月末日までに納入し、次年度分とする。
- (3) 既納の会費はどのような事由があっても返還しない。

## 5. 教師活動

認定会員が教師活動を行う場合は、公認スキー学校で行わなければならない。  
ただし、事情により理事会が承認したときはこの限りではない。

## 6. 資格の喪失

定款第2章第10条(1)(2)(3)(5)(6)(7)による。

## 7. 退 会

定款第2章第11条による。

## 8. 除 名

定款第2章第12条による。

## 9. その他

- (1) 認定会員は、公認スキー学校長の監督の下に、子供・教育旅行の初級者などの入門レベルの入校者に対する指導を行うことができる。
- (2) 協会の各種行事の案内及び協会機関紙の送付を受けることができる。
- (3) 協会の各種行事に参加できる。

附則 この規程は、公益社団法人日本職業スキー教師協会の設立登記のあった日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成30年 12月 1日から施行する。